## 多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和5年 3月 30日

寝屋川市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等				
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無	実施期間		実施主体
0				大谷養水地区	無	令和5年度 ~	令和9年度	大谷養水地区農 空間保全協議会